

令和7年度始動／地域の未来を支える新たな動き

新年度スタートにあたり

昨年度は、第二次政治倫理審査会から始まって関連した審査、調査のための委員会が次から次へと続き、委員の皆様には大変なご苦勞をおかけしました。その間、市民の皆様には大変ご心配をおかけし、厳しいご意見も頂戴いたしました。真摯に受け止めております。

また、平行して進めておりました議会改革も、既報のとおり2名の定数削減が決定し、現在、常任委員会の構成について、議会運営委員会で協議しております。

来期の議会運営に支障を来さないよう、残された任期中全力で取り組む所存です。

給食費無償化実現

かねてより市長に提言していた給食費の無償化が、本年度よりスタートしました。これまで、小学生は月額3,700円、中学生は4,000円を食材費として保護者にご負担いただいていたが、これを全額無償とするものです。これにより、市内の小・中学校に通う児童生徒2,037人が恩恵を受けることになり、負担軽減額は市全体で年間84,438千円に上ります。

これまでも、食材費の高騰分については市の一般財源で補填してきましたが、無償化により今後は給食センターの運営費を含めた給食費全体を、市が負担することとなりました。市長は本年度施政方針において「子どもまんなか社会の実現で住みたいまちへ」を掲げ、子どもと子育て家庭を取り巻く環境の変化に対応し、地域全体で子育てを支援する姿勢を示しています。今回の給食費無償化は、まさにその施策を具現化するものであり、未来への投資という観点からも英断であったと大いに評価いたします。

なお、財源については「ふるさと創生基金」からの繰り入れにより対応していますが、継続性の確保が今後の課題となることは認識しておく必要があります。給食費の無償化に限らず、今後新たな政策を実行していくにあたっては、財源の確保が不可欠であることは言うまでもありません。その意味でも、財源を生み出す努力を不断に行うことが行政には求められています。私たちも、財源確保の重要性を指摘しつつ、共に考え取り組んでまいりたいと思います。

デマンド型乗合交通 全市展開へ

アコバスに代わるデマンド型乗合交通が、生野・朝来地域に続き、4月1日からは山東・和田山地域でも実証実験がスタートしています。但馬地域では初めて、市内全域を対象とした運行が実現しました。

これに際し、既に朝来地域の方からは「朝来医療センターやイオンまでデマンドで行きたい」といった要望も寄せられています。実証実験を経て、全域での本格運行に向けて、さらなる利便性の実現を目指し、デマンド型乗合交通の進化を追求していく必要があるでしょう。

屋根付き運動施設 和田山中央文化公園に

屋根付き運動施設について、設置場所がようやく決定し、和田山中央文化公園内に建設されることとなりました。今年度は基本設計に取り組む予定です。

周辺では、和田山ジュピターホールの改修が進行しており、その他の関係施設についても、公共施設再配置計画に基づく複合的な整備が進められる予定です。

朝来市創生の会

会員議員は
成長環境を保持し
議員としての
当たり前の努力を
惜しまず
議会活動の充実を
目指します



森下 恒夫



嵯峨山 博



藤原 正伸



松井 道信

1. 混乱の幕開け

令和4年6月27日、定例会第5日、令和4年度一般会計補正予算（第3号）の附帯決議案に関連した、肥料購入支援事業の補助金交付方法を巡る議論が、朝来市議会の混乱の始まりです。

藤本邦彦議員が、「農家ごとに異なる実態を考慮すべき」との観点から質疑を行いました。会議録を読めば、これが制度の実効性を問う極めて正当な議会質疑であることは明白です。これに対し、吉田俊平議員は、

2. 対立の拡大 ― 地元野菜納入問題

令和5年2月10日、産業建設常任委員会で、吉田議員は、藤本議員が学校給食センターへの地元野菜納入に関与していると疑念を表明。「地元団体に不正に便宜を図った」と政治倫理違反を指摘する発言へと

3. 第一次政治倫理審査会

「藤本議員が学校給食センターへの地元野菜納入に不正に関与している」との吉田議員の指摘に基づいて、令和5年7月20日、審査請求が出され、議会では政治倫理審査会の設置を決定します。

この政治倫理審査会においては、審査対象である藤本議員の議員倫理条例違反の有無を、公正かつ的確に判断するための議論が求められていました。しかし、会議録によれば、審査会運営における重大な問題、特に吉田議員（委員）の行動による混乱と誤誘導が一見して明かです。

吉田議員（委員）は、条例の解釈を独善的に断定し、関係者の意見に耳を貸さず、討議を軽視する姿勢に終始しています。「これは討議の場ではなく、意見表明のみでよい」との発言は、審査会の本質を否定す

4. 第二次政治倫理審査会

令和6年1月、藤本議員の再審査の申立てを受け、議会は第二次政治倫理審査会を立ち上げ、事案の再審査に着手しました。

今回は、審査に必要な法解釈・法適用に備え、法務支援員の知見を借りることで、法令・条例の恣意的運用を排除したほか、関係者への複数回にわたる直接聴取を実施し、事実確認と法解釈を慎重に進め、客観性・公平性の徹底を重視して審査を行いました。特に、「市の契約に該当する行為があったか」という争点については、綿密な調査とヒアリングを重ねました。

その結果、そもそも契約行為自体が存在せず、藤本議員には政治倫理違反に該当する行為は認められないと判断されました。会議録からは、審査手続きにおいて「事実調査 → 法的評価 → 討議」という一貫した

藤本議員の質疑を「農家を侮辱するもの」として、感情的で攻撃的な賛成討論を展開しました。

藤本議員は、附帯決議案採決時に退席という形で反対の意思を表明しましたが、この退席行動に再び反発した吉田議員は、議場内でヤジを飛ばし、議場の秩序が揺らぐ事態となりました。

この対立がやがて、学校給食センターへの地元野菜納入をめぐる問題に発展します。

発展しました。これが、議会のその後の激動の始まりでした。この問題は、朝来市議会における初の政治倫理審査会設置へとつながり、さらには議会全体を巻き込んだ混乱へと、連鎖的に拡大していくことになります。

るものであり、結論の正当性を大きく損ないました。

その結果、十分な議論を経ないまま意見の主張だけで採決が強行され、他の委員の異議を顧みず、拙速に審査が終了しました。こうして下された藤本議員への「議場での注意」という処分（令和5年11月30日執行）は、不十分な手続きと不公正な運営に基づくものであり、後に藤本議員から正式に異議が申し立てられることとなりました。この異議申立ては、審査手続きそのものの公正性に疑義を呈するものであり、審査の在り方を根本から問い直す契機となりました。

また、この処分がなされた令和5年12月定例会での条例制定議案の審議中、吉田議員が行った他の議員に対する不当発言が、後に第三次政治倫理審査会で審査されることになります。

プロセスが守られ、十分な意見聴取が行われ、条例と事実とに即した判断基準によって結論に至ったことが確認でき、公平性と慎重さを意識した運営がなされていたことがうかがえます。

第二次政治倫理審査会は、第一次審査とは異なり、透明性と慎重さを最優先に、公平な事実認定と適切な結論を導き出しました。この審査によって、藤本議員に対する疑惑は晴れ、議会運営の信頼回復に向けた第一歩が刻まれたのです。

なお、第二次審査の報告がされた令和6年3月定例会本会議において、吉田議員は、「非常勤職員（法務支援員）の私的見解を採用するのは不適切」と執拗に批判。これが非正規職員への差別的発言として新たな問題に発展します。

会議録から見えてくる

朝来市議会混乱の真実

補助金制度をめぐる対立の波紋

5. 不規則発言と新たな倫理問題

それとは別に、吉田議員が行った、令和5年12月定例会での侮辱発言、及び令和5年2月10日の産業建設常任委員会での虚偽発言・名誉毀損発言について、被害者である議員及び市民から、名誉回復と適正な対処を求めて審査申立てが行われ、第三次政治倫理審査会で審査されることになりました。

第三次審査も、手続・事実認定・評価基準のすべてにおいて、第二次審査同様、透明性・公平性・慎重さを重視した適切な審査が行われたことが、会議録から読み取れます。

その結果、吉田議員の発言は事実に基づかない虚偽であり、他の議員や市民の名誉を不当に傷つけ、議会への信頼を損なう行為であると判断されました。あろうことか、吉田議員が他の議員の発言をねつ造していたことが明らかとなったのです。議会の言論秩序を踏み

にじり、議会制度と民主主義に対する信頼を揺るがす深刻な背信行為であり、市民の信託を受けた議員として、最も重く非難されるべき行為です。

審査会から倫理条例違反の報告を受けた議会は、議長による厳重注意と対象議員による謝罪文朗読を決定しましたが、吉田議員は謝罪文朗読を拒否し現在に至っています。謝罪文朗読は、本会議で採択された議会意思です。これに背く行為は、議会制度そのものへの挑戦であり、議会議員として極めて不適切な態度で、議会の権威と市民への責任を著しく軽視する行為と評価せざるを得ません。誤りが指摘された場合に謝罪を拒むことは、謙虚さ、公正さ、責任感といった「議員の基本的な倫理」に著しく反します。この3年間の吉田議員の態度はその繰り返しで、議会のガバナンス（自浄作用）を無力化してきたのです。

6. 議員辞職を求める請願

さて、令和6年3月定例会での吉田議員の非正規職員への差別的発言は、多くの市民に不快感と不信感を与え、「吉田議員の即時議員辞職勧告を求める請願」が提出されました。議会運営委員会は、複数回にわたり慎重に審査を行い、吉田議員の発言は非正規職員を正規職員より下位とみなす差別意識を反映

したもので、市職員の尊厳を傷つけ、議員としての品位を欠き、市民の信頼を著しく損なうものと認定し、議会に報告しました。これを受けて議会は、令和6年12月11日、吉田議員への議員辞職勧告を採択しましたが、辞職勧告には法的な強制力がないため、吉田議員は現在も議員の職にとどまっています。

7. まとめとして

「吉田議員の即時議員辞職勧告を求める請願」の受理手続における、吉田議員や関綾乃議員（当時）の不正行為を調査する百条委員会の証人喚問で、吉田議員は虚偽の陳述を行ったとして、現在、神戸地方検察庁に虚偽陳述（偽証）罪で告発されています。

一連の騒動の中心には常に吉田議員がおり、議会の秩序を乱し、市民の信頼を著しく損なう行為を繰り返

返してきました。市民の信託を受け、公共の利益のために働くべき議会議員が、自らの言動によって議会を混乱させ、民主主義の根幹を揺るがす行為に及んだことは、極めて重大な問題です。もはや、吉田議員には議会議員としての資格がないと言わざるを得ません。議会の本来あるべき姿を取り戻すためには、皆さんの力が不可欠です。この深刻な現実を広く共有し、正常化に向けて歩みを進めるときです。

御存じですか？／なぜ、辞職勧告や除名処分にまで至ったのか

朝来市議会を揺るがした一連の混乱を概観（詳細は裏面に）

事の発端：補助金制度を巡る議論（令和4年6月）

- 肥料購入支援事業に関する補助金交付方法を巡る議論で、藤本議員が農家の実態を考慮すべきと主張したことに対し、吉田議員が感情的に反発。このやり取りが議場の秩序を乱す事態へ発展し、後に学校給食センターを巡る疑惑や政治倫理審査会設置へと続く、市議会の混乱の始まりとなった。

対立の激化：給食センター問題へ発展（令和5年2月）

- 吉田議員が藤本議員の給食センターへの地元野菜納入に係る不正関与の疑いを指摘し、政治倫理違反を主張。これにより、市議会初の政治倫理審査会が設置され、議会全体を巻き込む深刻な混乱へと発展した。

第一次審査会：拙速な運営と不公正な判断（令和5年8～10月）

- 藤本議員の政治倫理違反疑惑を審査する第一次審査会は、吉田議員による独善的な進行と討議軽視により、公正性を欠いた運営が行われ、「議場での注意」の処分が下された。藤本議員はその不当性を主張し、正式に異議を申し立てた。

第二次審査会（再審査）（令和6年1～3月）

- 藤本議員の異議申立てを受けて再審査が実施され、法務支援員の助言も活用し、慎重な調査と聴取を重ねた結果、藤本議員に政治倫理違反はなかったと判断。第一次審査とは異なり、公平性・透明性を重視した運営により、議会の信頼回復への一歩となった。

新たな問題：吉田議員の差別的・虚偽発言（令和6年3～12月）

- 吉田議員は、令和6年3月定例会で、非正規職員への差別的発言を行い、市民から辞職を求める請願が提出されることになる。また、他議員や市民に対する過去の虚偽・名誉毀損発言について審査が申立てられ、第三次政治倫理審査会で審査され、議会の信頼を損なう重大な倫理条例違反と認定されたが、吉田議員は議会が決定した謝罪文の朗読を拒否し続けている。

市民の声：請願と辞職勧告（令和6年6～12月）

- 令和6年6月、吉田議員の差別的発言の責任を問う市民からの請願が提出される。これを受け、議会は令和6年12月定例会で辞職勧告を決議。しかし法的強制力がないため、吉田議員は議員を続けている。

もう一つの問題：関綾乃議員（当時）による妨害行為

- この請願については、関議員（当時）による妨害行為も発覚。百条委員会による対応が必要となり、議会にさらなる混乱を招いた。その結果、関議員（当時）は令和7年3月定例会で除名処分とされた。

現在の状況（法的対応）

- 一連の問題を通じて議会秩序を繰り返し乱し、市民の信頼を著しく損なってきた吉田議員は、現在、百条委員会での虚偽陳述（偽証）の疑いで神戸地検に告発されている。発端から今日まで、議会内外で繰り返された問題行為により、議会の運営に支障を来とし、市民の信頼は大きく揺らいだ。

本来あるべき姿を取り戻すために

本来、市民のためにあるべき議会が、一部議員の不適切な言動によって混乱と不信に包まれたことは、極めて遺憾です。市民の皆さんにはこの経緯を正しく理

解していただき、議会の透明性と倫理を監視する姿勢をもっていただくことが、健全な議会を再構築するための第一歩になります。ご協力をお願いします。

